

「生産性向上・働き方改革」の 普及促進につながる モデル事業のプランを募集します！

川崎市では、市内企業の実現に向けて、多くの市内企業に展開できる「生産性向上・働き方改革モデル」創出のため、先進性や波及効果、実施効果の高い事業の実施に関するモデル事業のプランを募集します。

採択された事業プランは、1件あたり200万円を上限に事業実施を支援をいたします！
みなさまのご応募をお待ちしています！

【対象事業】

生産性向上や働き方改革の意識醸成や、普及促進のため、市内の多くの事業者の課題解決につながる高い波及効果が見込まれる事業

【申請方法】

申請書類を市ホームページからダウンロードし、必要項目に記入の上、裏面の送付先までお送り下さい。



市のホームページ

【事業費】

事業費の支払は1件あたり200万円（消費税込み）を上限とします。

【応募期限】

2019年8月2日（金）17時 必着



応募をご検討される方はお気軽に事務局までお問い合わせください

支援額上限
200万円
/1件



事業概要

市内中小企業の生産性向上・働き方改革に向けて、独自の事業プランによる具体的な取組を行う事業企画を公募し、応募内容から、先進性が高く、市内の多数の企業の課題解決につながり、高い波及効果が見込まれる企画を「モデル事業」として選出のうえ、その事業の全部又は一部を委託事業として事業経費の支払を行います。

[応募期限]

2019年8月2日(金) 17時必着

[モデル事業の契約期間]

契約締結後 ～ 2020年1月17日(金)

*ただし、モデル事業の実施期間は、2019年9月初旬～12月末までとします。4か月間の実施スケジュールを応募様式に記載してください。

*事業終了後、2020年1月17日(金)までに、事業完了報告書と委託費の請求書を事務局あてに提出することで完了とします。

[モデル事業費]

モデル事業費の支払は1件あたり200万円(消費税込み)を上限とします。

(事業費全体としてこの上限額を超えている事業も提案を可能とします。)

*ただし、本事業全体の予算額を踏まえ、採択された事業内容に応じて事業費を調整させていただく場合があります。

対象となるモデル事業

モデル事業は、以下の3つのタイプのいずれかとして提案してください。具体的な取組内容については、生産性向上・働き方改革の両面で幅の広い提案を期待します。

- ① 社内改善型・・・自社の経営課題の解決に向けた取組をモデル事業として公開する
例1:ビッグデータを活用し、製品やサービスの利用者の行動パターンの分析を行い、その結果に基づいた在庫管理、人材配置による業務効率化を図る。
例2:受発注データの入力・処理や、従業員の交通費・残業代の入力・計算にRPAツールを導入し、事務作業の軽減や効率化を図る。
- ② 特定業種アプローチ型・・・業種特有の生産性向上や働き方改革等へのアプローチ
例1:1つの事業者では費用対効果の出せないICTの導入やサービス利用について、同業種の複数事業者を対象にシェアリングを実施する
例2:業界全体での若者の離職率の低下が深刻な業種において、連携して若者の人材育成に取り組むため、各社が共用で利用可能な、基礎技術や用語の習得に対応した人材育成マニュアルを作成する。
- ③ 他者支援型・・・自社、自団体が有する技術や知識、労働力によって、他者の課題を解決するためのモデル事業
例:自社、自団体が開発したICT技術(AI、ロボット、ドローンなど)や職場環境改善のツール等を市内中小事業者等への試験導入を行い、利用者へのモニター調査を通じ、市内中小事業者等のICT技術の活用促進と自社の技術・ツールの改良を図る。

応募資格

本事業は、生産性向上及び働き方改革に資する取組を実施するに足りる十分な能力があることを前提とし、民間企業、大学、研究機関のほか、非営利団体、社会福祉法人、社団法人、個人事業主のほか、任意団体も応募が可能です。

*ただし、上記①「社内改善型」事業は、市内中小事業者等のみが応募することが可能です。②③のタイプの事業は、市外事業者や任意団体など、市内中小事業者等以外からの応募も可能です。

注意事項

以下の事項について、あらかじめ承諾のうえ、御応募ください。

- (1) 応募書類及び審査・選考の過程等で提出された資料は返却しません。
- (2) 応募書類及び審査過程等で虚偽が判明した場合には、応募を無効とします。
- (3) 応募者が多数となった場合には、書類審査による選考後にプレゼンテーションによる最終選考を実施する可能性があります。
- (4) 当事業の業務委託契約は、本事業の事務局を受託している富士ゼロックス株式会社との締結になります。
- (5) 実施されたモデル事業は、提案者名と事業内容等について、市のホームページなどで公表します。
- (6) 採択後に、モデル事業としてふさわしくない事由が判明した場合、そのモデル事業の実施を取り消すことがあります。
- (7) 本市または他の公共機関で類似の事業で補助を受けていることが判明した場合、採択対象外となります。また、実施後にその事実が判明した場合は、そのモデル事業の実施を取り消すことがあります。
- (8) 事業実施後、本市事業の一環として実施する調査の取材への協力、セミナー等の講師等を要請する場合があります。
- (9) モデル事業費の支払については、事業完了後の確定検査の終了後、精算払になります。振込み期日は令和2年2月下旬を予定しています。

事務局 お問合せ先 (書類の送付先)	〒106-0032 東京都港区六本木 3-1-1 六本木Tキューブ 10F 富士ゼロックス(株) 公共文教営業統括内「川崎市生産性向上・働き方改革モデル創出事業」事務局	☎ 03-3584-8592 ✉ kcjimu@fujixerox.co.jp
事業所管	川崎市経済労働局 産業政策部企画課	☎ 044-200-2332 ✉ 28kikaku@city.kawasaki.jp